

**兵高教組** 2018年12月4日  
**調査情報 23号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
 TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185  
 URL: http://www.hyogo-kokyoso.com  
 mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

冬の一時金(期末手当・勤勉手当)

# 改善前の額で12月10日(月)に支給

勤勉手当の0.05月改善分(6月,12月で各0.025月)は、差額として支給

冬の一時金支給日は12月10日です。

先日の確定交渉で、勤勉手当の年間0.05月引き上げを勝ち取りました。6月期と12月期がそれぞれ0.025月の引き上げになります。みなさんが協力してくださった10大要求署名5,073筆を背景に交渉した成果です。ありがとうございます。この5年間で一時金は、2014年度当初の年間3.95月から4.45月に、0.5月改善されています。

12月10日(月)には改善前の額で一時金が支給され、0.05月の改善分は差額として支給されます。12月の給料も同様の扱いです。差額の支給は、12月25日頃になる見通しです。

### ◆12月の一時金支給月数(勤務期間6箇月の場合)[改善前]

	一時金合計	期末手当	勤勉手当
再任用以外	2.275	1.375	0.9
再任用	1.225	0.80	0.425

### ▼勤勉手当の実際の支給割合[改善前]

	勤務成績		
	良好	優秀	特に優秀
再任用以外	0.870	0.985	1.100
再任用	0.410	0.445	

◆の表の勤勉手当に関わる部分は原資平均で、再任用以外の場合で言うと全員に0.90月分が出るわけではありません。

実際には勤務成績により▼の表のようになります。

#### ※再任用者の支給割合

2017年度から、再任用者の勤勉手当にも「優秀」「良好」の2区分の成績率が導入されています。

### 再任用者も0.05月引き上げ

今回は、再任用者も同じ0.05月(フルタイムの場合)の引き上げです。現職職員との差がほんの少しだけ縮まりました。高教組は、再任用者の一時金の支給月数や諸手当の支給など、賃金水準を現職職員と同等にすることを求めています。

### 今回も勤勉手当の引き上げ

この5年間の改善はすべて勤勉手当の引き上げで、期末手当は上がっていません。

期末手当と違って勤勉手当は、勤務成績によって支給率に差がつけられています。再任用以外の場合で言うと、左の表の0.9月分というのは平均の支給割合で、実際には0.9月-0.87月(「良好」の人)の0.03月分が、勤務成績が「特に優秀」「優秀」の人へまわされています。

高教組は、一時金を期末手当に一本化し、支給率の差をなくすよう要求しています。(なお、勤務成績「優秀」適用者について不明な点は、分会長を通じて本部にお問い合わせください)

## ★自分で冬の一時金の額を計算してみましよう!★ (在職期間6か月の再任用以外の職員の場合)

期末手当 = { 給調 + 扶 + 地扶 + (給+地)×職務加算率 } × 1.375

勤勉手当 = { 給調 + 地 + (給調+地)×職務加算率 } × 0.87(良好) < 優秀は×0.985 >

給調: 給料(調整額) = 給料表額(or 現給保障額) + 教職調整額(4%)

扶: 扶養手当

地扶: 扶養手当を算定基礎に含む地域手当... (給調+扶) × (地域手当支給率)

地: 扶養手当を算定基礎に含まない地域手当... 給調 × (地域手当支給率)

職務加算率

5% ... 教育職1級63号給以上、教育職2級55号給以上、

技労職87号給以上、行政職4~6級

10% ... 教育職2級141号給以上・教育職3級・行政職7級など

#### 《地域手当の支給率》

9.4% ... 神戸、尼崎、西宮、  
芦屋、伊丹、宝塚、  
川西、明石

6.4% ... 姫路

4.4% ... その他の地域

**教職員の生活と権利を守る高教組へ、あなたもぜひ!**